

平成21年5月11日

あずさ監査法人第2A事業部 シニア 安藤亮太

費用計上時点について、「費用の計上は、...資産計上された排出枠又は代替する排出クレジット若しくは国内クレジットを償却した時点で行う」とされており(脚注12)、以下の理由より、排出枠の不足が見込まれた時点で見積りにより費用計上する処理がより適切と思料いたします。

1. キャップ・アンド・トレード制度における排出クレジット等の費用負担は、事業活動による温室効果ガスの排出に伴って発生するものと考えられ、排出クレジット等の取得やその償却の時点と費用発生時点とは本来無関係と考えます<sup>1</sup>。
2. 脚注12において、「...最終的な償却期限までに不足分の償却を行わない場合の排出量削減義務が法的に課されているわけではない」ことが償却時点まで費用認識しないことの論拠とされているように読めますが、法的債務でないことが会計的負債を計上しないことの論拠となるものではないと考えます。法的債務を負っておらずとも将来のキャッシュ・アウトが合理的に見込まれるならば、会計上の負債を計上するのが適切と考えます。自主行動計画参加企業において、目標設定の最終年度が迫り目標を達成できないことがほぼ確実となった場合を仮定して、法的債務が課されておらずまた業界団体内の企業別割当が公表されておらずとも、金銭負担を負うことなく社会的責任を逃れられると考えているのでない限り、自社の将来負担額を最善の見積りにより費用計上するのが企業の誠実な対応であり、投資家にとって有用な情報たり得ると考えます。
3. 現行の「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」の枠内でも、引当金計上の4要件を満たすならば、将来の排出クレジット等取得に備えた費用と引当金を計上することはできると考えられます。これに対し、費用処理の時点を「資産計上された排出枠又は代替する排出クレジット若しくは国内クレジットを償却した時点」と一律に規定すると、事業活動による温室効果ガスの排出に伴って費用認識しようとする積極的な企業の会計処理を制約する結果となり、妥当でないと考えます。
4. 大変おこがましく恐縮ですが、IASBとFASBによる合同プロジェクトにおいて排出量取引制度(ETS)の会計処理が検討されており、2009年公開草案・2010年新IFRS発行の予定で進行しております。同プロジェクトの2008年10月15日の会合における公表資料上、負債の計上時期は事実と状況に応じて判断すべきとFASBは考えている旨記載されております<sup>2</sup>。これは現時点で何ら決定された事項ではないと存じますが、本「当面の取扱い」が京都議定書約束期間の2012年までを射程に捉えるものであるならば、新たなコンバージェンスの問題を生じさせないため、なるべくIASB・FASBの議論と歩調を合わせた柔軟性を備えた取扱いを定めるのが望ましいのではないかと、思料いたします。

<sup>1</sup> この点は、後述のIASB・FASB合同プロジェクトの公開資料上も記載されていると考えます(paragraph 38)。

<sup>2</sup>

<http://www.iasb.org/Current+Projects/IASB+Projects/Emission+Trading+Schemes/Meeting+Summaries+and+Observer+Notes/IASB+and+FASB+October+2008.htm>, "Agenda paper 9B: Emissions Trading Schemes: Accounting issues", paragraph 33}。